

## 三条野球連盟規約

(名称および事務所)

第1条 本連盟は、「三条野球連盟」と称し、事務所は三条市内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい野球を市民全般に普及し、その健全な発展を図るとともに、会員相互の親密な連絡と平和的な地域社会の建設に寄与することを以って目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種野球大会の主催及び後援
- (2) 野球の普及発展、技術向上に関する指導研究
- (3) 野球施設の充実に関する事項
- (4) 機関紙その他必要な刊行物の発行
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 会員は社会人チームとして、次の条件を具備しなければならない。

社会人チームは、職業野球競技者及び学生生徒（夜学生であって、昼間一定の職業に従事するものを除く。）を除く者を以って編成し、次のいずれかに該当するものをいう。

(イ) 職域チーム

当支部の官公庁、銀行、会社、商店、工場等で同一職場のみによって編成するチーム

(ロ) 地域チーム

当支部の地域内に居住又は勤務を有する者が1名以上で編成するチーム。但し、当支部の事業により前記の範囲を超えない程度で、制限規定をおくことは差し支えない。

前記規定中の「支部」とは、三条地区支部を指すものである。

2 会員としてのチームは、監督及び主将を含めて30名以内の競技者によって編成しなければならない。

(組織)

第5条 本連盟は、当該地域内の会員を以って組織する。

(加盟)

第6条 会員となるチームは、連盟の定める登録申込書（2通）を連盟に提出し会費を納入しなければならない。

- 2 前項の申込を受理した連盟は、直ちにその資格を審査し会員名簿に登録手続きを行わなければならない。登録手続きの完了とともに本連盟会員の資格を取得する。
- 3 会員は、その登録事項に移動を生じたときは、連盟にその旨届け出なければならない。
- 4 会員の登録は、毎年申込の手続きをしなければならない。

(脱退)

第7条 次の各項の場合脱退させることができる。

- (1) 本連盟の規約に違反した場合
- (2) 本連盟が不適格と認めた場合
- (3) 自ら脱退の意思を表明した場合
- (4) 除名の処置を受けた場合

(役員)

第8条 本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副 理 事 長 若干名
- (5) 審 判 長 1名
- (6) 副 審 判 長 若干名
- (7) 事 務 局 長 1名
- (8) 会 計 1名
- (9) 体育協会理事 2名
- (10) 常 任 理 事 若干名
- (11) 審 判 員
- (12) 監 事 2名
- (13) 理 事 各チームの代表1名

(職務代理)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- 5 審判長は、各種大会の運営を直接指揮し、審判員を統括し指導育成する。
- 6 副審判長は、審判長を補佐し、各種大会を運営し、審判員を指導育成する。
- 7 事務局長は、運営事務を統括する。
- 8 会計は、経理事務を処理する。
- 9 体育協会理事は、野球連盟を代表し体育協会の職務に当たり、必要事項について本連盟の役員会で報告する。
- 10 常任理事は、常任理事会を構成し会務を執行する。
- 11 監事は、事業及び会計を監査する。

(会議)

第10条 本連盟の会議は、理事会、常任理事会、役員会及び全体会議とする。

- 2 前項の会議は、会長が招集する。

- 3 理事会はシーズン中必要に応じて開催し、各種大会の組合せ、抽選及び会務の承認及び報告を行う。
- 4 常任理事会は、正副会長、正副理事長、正副審判長、体育協会理事、事務局長及び会計、常任理事で構成し、連盟の運営方針、事業計画、予算決算、その他重要事項を審議する。
- 5 役員会は、正副会長、正副理事長、正副審判長、体育協会理事、事務局長及び会計で構成し、重要事項を審議し運営にあたる。
- 6 全体会議は、第8条1項の(1)～(11)までの役員で構成し必要に応じて開催する。
- 7 理事会には欠席を認めないものとする。理事が、事故あるときは、代理人を以ってこれに充てる。

#### (役員任期)

第11条 役員任期は1年とし常任理事会で改選する。但し再任を防げない。

#### (名誉会長、名誉顧問、顧問、及び参与)

第12条 本連盟に名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問、顧問は役員会の承認を経て会長が委嘱する。  
名誉会長、名誉顧問は永年にわたって本連盟の会長として、特に功労があった者とする。
- 3 顧問は会長、副会長、理事長及び審判長を退任したもの、参与は審判員を20年以上経験し退任した者とする。

#### (会議)

第13条 本連盟の会議は、理事会、常任理事会、役員会及び全体会議とする。

- 2 前項の会議は、会長が招集する。
- 3 理事会はシーズン中必要に応じて開催し、各種大会の組合せ、抽選及び会務の承認及び報告を行う。
- 4 常任理事会は、正副会長、正副理事長、正副審判長、体育協会理事、事務局長及び会計、常任理事で構成し、連盟の運営方針、事業計画、予算決算、その他重要事項を審議する。
- 5 役員会は、正副会長、正副理事長、正副審判長、体育協会理事、事務局長及び会計で構成し、重要事項を審議し運営にあたる。
- 6 全体会議は、第8条1項の(1)～(11)までの役員で構成し必要に応じて開催する。
- 7 理事会には欠席を認めないものとする。理事が、事故あるときは、代理人を以てこれに充てる。

#### (会議の運営)

第14条 前条の会議は、理事長が議長となる。

- 2 常任理事会及び役員会は構成員の半数以上の出席者を必要とする。

#### (会計)

第15条 会員は、連盟の定める会費(加盟金)を納入する。

- 2 本連盟の運営経費は、会費、事業収入、寄付金及び助成金その他収入を持ってこれに充てる。

- 3 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 4 会計年度の終わりに剰余金があるときは、翌年度に繰越する。

(規律)

第16条 会員たるチームの構成員は、一つのチーム以外に加入することができない。

- 2 会員たるチーム及びその構成員は、本連盟の主催、後援又は協賛する野球大会に出場することができる。
- 3 会員たるチーム及びその構成員が、前1項から3項に違反したときは、役員会もしくは常任理事会において、除名あるいは大会への出場停止、その他の処分をすることができる。
- 4 会員たるチームの構成員は、年度の途中で他のチームへの異動（チームが解散した場合も含む）は認めない。

(表彰)

第17条 本連盟は、連盟の発展に大きな功績のあった者に対し表彰する。

(規約の変更)

第18条 本連盟の規約は、常任理事会において改廃することができる。

附則

- 1 本規約は、昭和64年1月1日より実施する。
- 2 平成16年2月7日改正
- 3 平成22年12月5日改正